名　称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域K灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北　緯　三五―三七―一九
東　経　一四〇―〇〇―三二
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光　度　実効光度二一カンデラ
光達距離　三・〇海里
点灯年月日　平成二十六年五月十日
記　事　東京都港湾局管理

名　称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域L灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北　緯　三五―三七―二三
東　経　一四〇―〇〇―二七
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光　度　実効光度二一カンデラ
光達距離　三・〇海里
点灯年月日　平成二十六年五月十日
記　事　東京都港湾局管理

○海上保安庁告示第八十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年七月三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名　称　余別港北外防波堤灯台
位　置
所在地　北海道積丹郡積丹町（余別港北外防波堤外端）
北　緯　四三―一九―五九
東　経　一四〇―二二―四五
変更した事項
高　さ　地上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十六年五月十日

○海上保安庁告示第八十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年七月三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名　称　徳山下松港N―七埋立工事D灯浮標
位
所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西北西方約九一〇メートル）
北　緯　三四―〇三―〇七
東　経　一三一―四四―〇二
廃止年月日　平成二十六年五月十二日

名　称　徳山下松港N―七埋立工事E灯浮標
位
所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西北西方約一・〇キロメートル）
北　緯　三四―〇三―一一
東　経　一三一―四三―五八
廃止年月日　平成二十六年五月十二日

名　称　徳山下松港N―七埋立工事F灯浮標
位
所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の北西方約九四〇メートル）
北　緯　三四―〇三―一七
東　経　一三一―四四―〇五
廃止年月日　平成二十六年五月十二日

名　称　徳山下松港N―七埋立工事G灯浮標
位
所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の北西方約七七〇メートル）
北　緯　三四―〇三―一七
東　経　一三一―四四―一四
廃止年月日　平成二十六年五月十二日

○海上保安庁告示第八十九号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年七月三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL 72　れぶん」を「PL 72　れぶん　PL 73　きい」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年七月三十一日から施行する。

○関東地方整備局告示第二百九十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年七月三日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　13
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　ユーディーアイ確認検査株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	栗原　香織
変更後	池澤　香織

(2)　変更年月日　平成二十六年五月十八日

○関東地方整備局告示第二百九十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年七月三日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　9
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人神奈川県建築安全協会
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	宮本　恭一
変更後	山下　良一

(2)　変更年月日　平成二十六年五月三十日